

1 「地域再生計画」への支援について

本市は、人口減少と高齢化の進展による、社会保障の増大や厳しい行財政運営などの課題に対処しながら、将来に向けて持続可能な都市を形成していくため、コンパクトシティ政策を基本に据えた、「地域再生計画」を申請し、平成27年1月に認定されました。

計画期間を5年とする本計画に基づいて、他の自治体のモデルとなるよう、積極的に地方の創生の推進に努めてまいります。

つきましては、本市の「地域再生計画」に盛り込んだ下記の各事業の推進について格段の配慮をお願いします。

また、地域再生法の一部改正に伴い、本年5月に新たに策定し、国へ認定申請した新「地域再生計画」に盛り込んだ事業の推進についても格段の配慮をお願いします。

主な事業内容

◎エゴマの6次産業化の推進

- ・耕作放棄地などを市がエゴマの大規模露地栽培を行うための大規模優良農地として再生し、企業や新規就農者等の意欲的な農業の担い手に貸与する。また、搾油したエゴマ油を付加価値の高い健康サプリメント化するためのソフトカプセル工場を整備し、6次産業化を推進する。

◎高齢者健康増進端末機研究開発

- ・本計画に基づいて平成27年度に開発したGPS機能搭載の端末機を、今後高齢者等に貸し出し、交通と健康のモニタリング調査を行う。この調査で得られたデータはまちづくりの基礎的データとして詳細な分析を行い、事業の効果測定や高齢者の更なる外出機会の創出などの施策立案につなげる。